

# チャレンジ!!組合士

組合の力を  
さらに伸ばすために!

(令和元年度中小企業組合検定試験「組合制度」第4問より抜粋)

次に掲げた条文は、「中小企業等協同組合法」「商店街振興組合法」の条文です。下線が引かれた箇所の内容について正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

A. 中小企業等協同組合法(企業組合)

第九条の十一 企業組合の総組合員の三分の二以上の数の組合員(特定組合員を除く。次項から第四項までにおいて同じ。)は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。

B. 中小企業等協同組合法(経費の賦課)

第十二条 組合(企業組合を除く。)は、総会の議決により、組合員に経費を賦課することができる。

C. 中小企業等協同組合法(時効)

第二十一条 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

D. 中小企業等協同組合法(役員)

第三十五条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

4 理事(企業組合の理事を除く。以下この項において同じ。)の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも二分の一は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。

E. 中小企業等協同組合法(会計帳簿の作成等)

第四十一条 組合は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

F. 商店街振興組合法(議決権及び選挙権)

第二十一条 組合員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

5 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。



★解答は、9ページをご覧ください。

## 組合運営 あれこれ



### 行方不明組合員の 出資金整理について

A組合員は、○年1月30日に組合に加入し、×年12月30日まで組合を利用していたが、その後行方不明となりました。組合としては、Aの出資を整理し実質上の組合員の出資のみとしたいが、どのような処理が適当ですか。なお、Aの組合に対する負債はありません。



出資を整理するには、当該組合員が組合を脱退することが前提となり、ご照会の場合の行方不明組合員については資格喪失による脱退か、又は除名による強制脱退が考えられます。具体的な事情が不明で判断し兼ねる点がありますが、もし行方不明と同時に事業を廃止しているのであれば、資格喪失として処理することが可能と解します。この場合、組合員たる資格が喪失したことを理事会において確認した旨を議事録にとどめると同時に、内容証明郵便をもって持分払戻請求権の発生した旨の通知を行うことが適当と考えます。除名は総会の議決を要し、この場合除名しようとする組合員に対する通知、弁明の機会の付与等の手続が必要ですが、組合員に対する通知は組合員の届出住所にすれば足り、この通知は通常到達すべきであったときに到達したものとみなされますから一応通知はなされたものと解されます。弁明の機会の付与については、その組合員が総会に出席せず弁明を行わない場合は、その組合員は弁明の権利を放棄したものとみなされ、除名議決の効力を妨げるものではないと解されます。

なお、除名が確定した場合は、資格喪失の場合と同様の通知をするのが適当であります。

以上の手続により、当該組合員に持分払戻請求権が発生しますが、その請求権は2年間で時効により消滅しますので、時効まで未払持分として処理し、時効成立を待ってこれを雑収入又は債務免除益に振り替えるのが適当と考えます。